

～抄録～

[論 説]

消え行く企業境界と企業間組織 —反チャンドラー革命と企業系列論争—

影山 喜一

多くの部品から造られる自動車の製造過程においては、完成車企業と部品企業（サプライヤー）との間に緊密な協力関係が必要とされる。そこでは、製造活動に際してのサプライヤーの完成車企業に対する関係と立場が多く研究者により注目されてきた。両者の取引関係における中小企業の地位につきそれが対等なものか否かといった観点から多くの発想が表明されてきた。こうした研究に一石を投ずることを目標として、本稿はとりまとめられた。完成車製造をめぐる両者の協力関係は、経済社会構造の転換に対応して、いま大きく変化している。情報化時代、サービス活動中心時代における経済性の源泉は技術であり、こうした技術を中心とした企業の特別な能力、ケーパビリティが経済効率を高める最も重要な要因となる。

こうした経済環境変化を背景として、以前の資本関係を中心とした大企業による小企業に対する支配関係は後退し、双方が対等の立場で取引関係を形成することに重要性が増してきた。取引関係に関する企業間の立場の格差は、完成車製造における部品取引に象徴的に提示される。

本稿は、完成車メーカーと大企業の間の企業間取引関係における双方の立場が対等な関係に近づきつつあるということを主張することを目指している。

当初に、系列論争の背景をなす経済社会の変化と製造活動における付加価値の源泉に関する変化が紹介される。さらに、20世紀末の大企業の衰退、中堅企業の承認団企業としての台頭、小企業の繁栄などの現象にみられる新たな経営環境変化に触れて、反チャンドラー革命の進展が解説される。また、高度情報化社会における知識の重要性を強調したドラッカー、資本主義経済の発展要因を究明したカルドア、サミュエルソン、側生組織の重要性を強調したバーナードなどの発想が紹介される。最後に、系列論争の経緯を簡単に回顧し、現代社会における企業間取引が、大企業間ならびに大企業と中堅企業間の取引関係が支配、抑圧という方向から共存共栄、協力関係に移行しつつある事実を指摘するものとする。なお、本稿の発想のベースとなった論文は、21世紀に登場した新制度派経済学に属する研究者といわれるLRT（ラモロー、ラフ、テミン）ならびにラングロイスなどによる業績である。

テスト・マーケティング研究(2)

陸 正

本稿はテスト・マーケティングの前段階の製品開発のプロセスについて概観した。市場機会の発見では、市場の定義、アイデアの創出に分けて検討し、製品のデザインについては、顧客ニーズと消費者の製品知覚マッピング、製品ポジショニング、セグメンテーション、売上予測、マーケティング・ミックスをレビューした。最後にマーケット・ドリブン型と対比してテクノロジー・ドリブン型の製品開発のプロセスの特徴を明らかにした。

次稿では、広告とテストについてとりあげる。

イギリスにおける一元的金融監督機関の成立と金融検査・モニタリング

齊 藤 壽 彦

イギリスにおいて銀行監督機能が中央銀行から分離されて、広範な金融サービス活動に対して一元的な金融監督業務を行う金融サービス機構（Financial Services Authority、FSA）という一元的な金融監督機関が成立した。本稿は金融監督機関の国際比較研究の一環として金融サービス機構の成立と金融検査・モニタリング活動を考察して日本の金融監督機関の金融検査・モニタリングの在り方を考える一助としようとしたものである。

本稿の第1章ではイギリスにおいてイングランド銀行から銀行監督機能が分離されて一元的な金融監督機関が設立された過程やその背景について論じている。第2章ではFSAの概要を項目別に考察している。組織的には総務、監督、免許・行政処分執行・消費者相談の3部門から構成される。第3章ではイングランド銀行による銀行検査・モニタリングと金融サービス機構の金融検査・モニタリング活動を究明している。立入検査は金融機関との協議が中心であるが、実地検査も行う。オフサイト・モニタリングは金融検査と密接に関係している。

イギリスではFSAにより一元的な金融監督が行われていながら、それが独占的、統制的組織とならないような配慮がなされているのである。FSAは金融機関自身の管理を信頼し、外部監査も活用している。専門的な知識と経験を有する職員などにより、きわめて広範な金融機関に対して、立入検査・モニタリング活動を行っている。これにより金融システムに対する信認の維持などに寄与しているのである。

地域活性化のための生涯学習政策の在り方

—自己組織性の視角から—

田 中 美 子

まちづくりには人材が不可欠である。すなわち、地域活性化のためには、地域社会の諸問題の解決など還元型の生涯学習政策が不可欠である。生涯学習は社会におけるシステム・機能として重要なのであるが、そこには市民の主体性がなければならない。

本稿では、自己組織性の視角、すなわち上からの押し付け出ない「非教唆的学習」として、「管理から支援」にパラダイムシフトすることの重要性を論じた。次に20世紀の社会教育の歴史を概観することによって、第2次世界大戦前まで如何に国からの諸施策でなされてきたかを振り返り、現在の多様な生涯学習の場における住民参画方式の台頭と、NPO等の市民団体の進出がみられるまでを整理した。その上で、「学び」から1歩踏み出せないでいる女性たちの阻害要因や問題点を抽出し、課題をまとめた。

さらに、地方自治法の一部改正（2003年）による「指定管理者制度の導入」について触れ（民間でなければ効率的な運営ができない、と指定管理者制度そのものを歓迎し、評価している自治体もある）、指定管理者の評価の困難さを指摘した。政策評価はどんな事業でも難しい。最後に、学習成果の活用や生涯学習の評価と、公益として社会に還元が期待される、企画段階・実行段階・実践段階へと発展させていく学習プログラムを提示した。

欧洲連合における欧洲会社（SE）の設立

松 田 和 久

欧洲連合（EU）域内をその活動領域とする欧洲会社（Societas Europaea、以下「SE」）を規制する「欧洲会社規則」（以下「SE規則」）が、2004年10月8日に施行された。これは、EU加盟国（以下「加盟国」）の国内法に基づいて設立される会社とは別個の会社形態の創設を認めるものであり、これにより、EU域内においてすでに存在する複数の企業が、国境を超えた企業統合を通して国際競争力を強化することが期待されている。SE規則は7章70条および2つの付属書からなり、公示・設立・運営機関・解散および清算など、通常の会社法と同様の構成となっているが、公示・解散および清算など多くの事項について、SEが所在する加盟国の国内法にその規制を委ねている。本稿においては、SE規則制定の経緯・SEに関する基本的規制・SEの設立と消滅について概説する。

生活困窮者課税に関する理論的検証

谷川 喜美江

現在、消費税率の引上げは避けられない状況にあり、消費税率引上げにより低所得者の負担率はさらに大きくなることが予想される。主要な学者の見解も「生活のために最低限必要となるもの」への課税は避けるべきであることを述べている。しかしながら、わが国消費税では一部を免税、非課税としているが、多くの品目が一律5%の課税物品である。そこで、「生活必需品」に対する課税のみではなく、生活困窮者への課税排除の方策について検証してみた。

第一に諸外国における軽減税率の採用の実態を検証し、わが国でも軽減税率の採用の検討をすべきであるが軽減税率が採用されても生活困窮者への課税の排除とまでは至らないことが明らかとなった。第二に「負の所得税」制度を検証し、フリードマンの提唱する「負の所得税」は多くの問題をかかえていると同時に、社会保障制度について唱えるものであり生活困窮者への課税排除のための制度としては不十分な制度であることが明らかとなった。第三に、カナダのGST制度を検証し、GST制度では逆進性緩和の為に生活必需品への軽減税率の採用と同時にGSTを還付する制度（GSTクレジット制度）が整えられているが、GSTクレジット制度には真に生活に困窮する者以外にも還付が行なわれるという問題も明らかとなった。そこで生活保護受給申請制度を消費税の還付の判断基準として利用することの適否を検証し、判断基準として適していることが明らかとなった。

以上のような検証の結果、まず逆進性を緩和するためには生活必需品への低減税率の採用が不可避である。さらに生活困窮者に対する課税排除実現のためには、カナダのGSTクレジットを参考としGSTクレジット制度の持つ問題点を解決した制度の導入、つまり生活保護受給申請の利用による消費税の還付制度を整えることが必要である。

我が国の年金給付の現状が高齢者労働力供給に与える 影響についての一考察

中井順一

今年度、第159回国会で可決成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」については、給付水準の現役世代の50%程度確保や保険料率を労使合算で18~20%の水準にするために、基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2に引き上げるという結論ありきによるものであるが、各種実態調査の結果から見て、現在の公的年金の給付水準は十分高いという結果が見られる。

また、その結果からみれば、基礎年金の廃止と報酬比例制への制度の一本化は可能で

あり、国庫負担は逆に削減できる。

これを高齢者の労働力供給という点からみれば、年金給付水準の見直し（削減）によって、直接的には、高齢者労働力の一層の活用による国内総生産拡大への貢献が、また、ひいては、高齢者の生きがいの維持向上や健康増進にも寄与することができる。

〔研究ノート〕

ソフトウェア会社の実証分析 —不採算案件減少化のための方策を中心として—

嶋根進

ソフトウェア会社全体の売上高は堅調だが、当業界は多層的な下請構造など古い産業構造と低利益率体质から脱し切れていないのが現状である。

ソフトウェア会社は、近年、企業向けシステムを構築する情報サービス会社の収益が悪化している。理由は、金融機関や製造業など幅広い業種でシステム投資の効果を見極めるようになっており、値引き圧力も強く投資先企業の経費圧縮姿勢が強い点が上げられる。ベンダー側においても、開発作業の複雑化、短納期の傾向、特に期限までに仕上げるために構築作業にかかる技術者が増え、そのことが不採算案件の増加の要因になっている。

そこで、本稿ではこれまで研究されてきていない「ソフトウェア会社の不採算案件」の原因を事例に基づき実証分析し、どうすれば不採算案件を減少させていくのかという方策を追求し、不採算になるかならないかは、「見積り時80%決まる」という仮説を立て見積り時のチェック表を考案し「不採算防止策」として運用を試みた点はソフトウェア会社における経営政策上の提言であり本研究の最大の特徴である。

当業界の課題としては、不採算防止策に関するプロジェクトリーダーが少ない点、不採算覚悟で受注していくケース、作業が無い場合の受注の方法、作業超過の場合の協力会社への作業依頼等があり、今後の更なる研究を続けて行きたい。